

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料は、妻が納付期限に間に合うように自分の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

なお、妻も申立期間の国民年金保険料が未納とされていたが、年金記録確認第三者委員会のあっせんを受け、納付済み期間に訂正されている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入した昭和48年度以降、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しているなど、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和48年6月に払い出されていることが確認できる上、保険料の納付日が確認できる同年4月から51年3月までの期間、及び申立期間を除く平成元年4月から4年4月までの期間については、申立人及びその妻の保険料の納付日が一致しているなど、申立内容は基本的に信用でき、申立期間についても申立人の妻は納付済みであることから、夫婦一緒に納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、全額申請免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月から 13 年 3 月まで

私は、申立期間を含む平成11年4月から15年3月までA大学B学部二部B学科（夜間）に在籍していた。当時は、アルバイトで得た収入を学費と生活費に充てており、国民年金保険料の納付が困難であったため、平成14年度に制度が変わり、夜間学生が学生納付特例の対象となるまでの3年間は、C県D市役所で免除申請を行い承認されていたはずである。申立期間前後については、きちんと申請免除の記録となっているが、申立期間についてのみ、夜間学生が対象とならない学生納付特例の記録とされているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録では、平成12年4月に学生納付特例の申請がなされ、同年8月に承認されたものとなっているが、申立人は、11年4月から15年3月までの間、A大学B学部二部B学科（夜間）の学生であったことが同大学への照会結果により確認でき、制度上、申立期間は学生納付特例の対象者ではない上、申立期間前後の各1年度については、全額申請免除期間であることから、「当時は、アルバイトで得た収入を学費と生活費に充て、国民年金保険料の納付が困難であった。」とする、申立人の主張に不自然さはいかたがうが、申立期間についても、前後の期間と同様、全額免除の申請を行い、承認されていたものとみるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について全額申請免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 7 日から 36 年 12 月 20 日まで
A 株式会社に勤務していた申立期間に係る脱退手当金が支給済みになっているが、私は脱退手当金を受給した記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページ及び前後のページに記載されている女性のうち、資格喪失記録が有る脱退手当金受給資格者 29 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは申立人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人には申立期間前の 3 事業所及び申立期間後の 1 事業所の厚生年金保険被保険者期間について未請求となっているが、申立期間前の 3 事業所の被保険者期間は、合計 63 か月と比較的長期間で有ること、申立期間後の 1 事業所については、申立期間の事業所が商号を変更した同一の事業所である上、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された継続する被保険者期間であること、及び申立人はいずれの事業所も厚生年金保険に加入していたことを認識していたと供述していることを踏まえると、申立人がこれら全ての被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、申立期間②については7万4,000円、申立期間③については7万2,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、それぞれ訂正前の申立期間②については6万円、申立期間③については6万3,000円とされているが、申立人は、申立期間②についてはその主張する標準賞与額（7万4,000円）に相当する厚生年金保険料を、申立期間③については標準賞与額7万1,000円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は7万4,000円、申立期間③は7万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月1日から20年8月1日まで
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月14日

申立期間について、実際に支給された給与及び賞与の額よりも、社会保険庁(当時)の記録の方が低くなっているため、調査の上、訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、株式会社Aから提出された申立人に係る賃金台帳

により、申立人は、その主張する標準賞与額（7万4,000円）に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③については、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③に係る標準賞与額については、株式会社Aから提出された賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、7万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間②及び③に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成19年9月から同年11月の期間について、オンライン記録では、厚生年金保険法第26条の規定により28万円が年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とみなされている。また、申立期間①のうち、平成19年12月から20年7月までの期間に係る標準報酬月額は当初20万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月4日に24万円に訂正されており、19年12月から20年7月までの期間については厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（24万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20万円）となっている。

しかし、申立期間①のうち、平成19年9月から20年1月までの期間に係る標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間については、上記賃金台帳により事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成20年2月から同年7月までの期間については、上記賃金台帳により、当該期間において給与が支給されておらず、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、申立期間②については32万3,000円、申立期間③については41万9,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、それぞれ訂正前の申立期間②については26万1,000円、申立期間③については33万9,000円とされているが、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は32万3,000円、申立期間③は41万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月1日から20年2月29日まで
② 平成17年7月15日
③ 平成17年12月16日

申立期間について、実際に支給された給与及び賞与の額よりも、社会保険庁(当時)の記録の方が低くなっているため、調査の上、訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人の申立期間②及び③に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額（申

立期間②は 32 万 3,000 円、申立期間③は 41 万 9,000 円) に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間②及び③に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、オンライン記録によると、申立期間①に係る標準報酬月額は当初 26 万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 10 月 4 日に 30 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(30 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(26 万円)となっている。

しかし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記貸金台帳により事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、12万2,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の10万3,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（12万2,000円）に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月15日

申立期間について、実際に支給された賞与の額よりも、社会保険庁（当時）の記録の方が低くなっているため、調査の上、訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間についてその主張する標準賞与額（12万2,000円）に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、18万5,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の15万3,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（18万5,000円）に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月15日

申立期間について、実際に支給された賞与の額よりも、社会保険庁（当時）の記録の方が低くなっているため、調査の上、訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間についてその主張する標準賞与額（18万5,000円）に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、申立期間①及び②について10万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、それぞれ訂正前の申立期間①については8万1,000円、申立期間②については8万円とされているが、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額（10万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①および②について、10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月16日

申立期間について、実際に支給された賞与の額よりも、社会保険庁（当時）の記録の方が低くなっているため、調査の上、訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人の申立期間①及び②に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額（10万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、昭和63年10月及び同年11月は32万円、同年12月から平成元年5月までの期間は30万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成6年12月及び7年1月を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月1日から平成元年10月1日まで
(A社)
② 平成6年10月1日から7年11月1日まで
(株式会社B)

A社及び株式会社Bに勤務していた申立期間の標準報酬月額は、所持している当時の給与明細書の支給額よりも低くなっているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持するA社に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、昭和63年10月及び同年11月は32万円、同年12月から平成元年5月までの期間は30万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は32万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も所在不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持する株式会社Bに係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、当該期間のうち、平成6年12月及び7年1月を32万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付の事実を確認できる資料は既に破棄済みである旨を回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成6年10月、同年11月及び7年2月から同年10月までの期間については、上記給与明細書に記載された厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致すること、又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年10月まで
勤務先を退職時に会社から説明を受け、国民年金と健康保険の手続を行ったはずであり、国民年金の加入手続については、平成4年4月頃、A市B区役所で行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職後の平成4年4月頃、B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、平成7年4月に払い出されたものと推認されることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、このことは、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人が平成6年度から登載されていることとも整合しており、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、上記の国民年金加入時点において、遡及納付が可能であった平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料を同年9月28日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、申立期間は既に時効のため保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳

記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から51年12月まで
私が昭和50年5月に会社を退職してしばらくした頃に、妻が、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月に会社を退職してしばらくした頃に、その妻がA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人が主張するとおり国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、A市で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、C県内全てを対象に「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索したが、同市において同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、このことは、A市において国民年金に加入した場合に、国民年金加入状況等が記録されることとなる同市の電子データに申立人が登録されていないことも整合しており、同市で国民年金の加入手続きを行ったとする申立内容とは符合しない。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年3月を資格取得月としてF県G郡H町（現在は、I市）で払い出されていることが同町の国民年金被保険者名簿により確認でき、このことは、申立期間当時の国民年金被保険者台帳である申立人の特殊台帳の

記載とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2429(事案 2235 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から53年3月まで

私は、昭和48年*月*日にA県B市役所C出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は納付済みである。前回の決定には納得できないので再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、今回の申立期間については、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は昭和53年10月に払い出されていることが前後の被保険者記録により推認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において未納と記録されている上、申立人からも遡って納付したとの主張は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年3月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回申立ての結果について納得できないとして、再申立てをしているが、前回と同様の主張を繰り返すのみであり、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から63年12月まで

私は、勤務先を退職後の昭和62年12月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、同年7月から同年12月までの半年分を同年12月末頃に雇用保険の基本手当で、63年1月から同年12月までの1年分を平成元年2月末頃に再就職後の初月給で、それぞれ同区役所の窓口で納付した。雇用保険の基本手当を受給していた資料として、雇用保険受給資格者証を添付する。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職後の昭和62年12月頃、B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、同区役所の窓口で、同年12月末頃と平成元年2月末頃の2回に分け納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、平成6年4月26日以降、同年9月16日までの間に払い出されたものと推認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、このことは、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、平成6年度から登載され、申立期間当時は、同市において被保険者として管理されていなかったこととも整合しており、申立内容とは符合しない上、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間は既に時効であったことから、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、上記の国民年金の加入手続時期は、申立期間に後続する勤務先退職後に当たり、申立人は、平成6年4月から同年8月までの国民年金保険料（55,500円）を同年11月30日に、同年9月から7年3月までの保険料（77,700円）を同年4月28日に、それぞれまとめて現年度納付していることが上記の国民年金収滞納リストにより確認できることから、加入手続を行った時期及び保険料を納付した期間について、誤認している可能性もうかがえる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から49年3月まで

20歳の時に自らA市B区役所C支所（現在は、D区）で国民年金の加入手続を行い、その際、国民年金手帳の交付を受けて初回の国民年金保険料1か月分を納付した。申立期間中、D地区で3回ほど転居しているが、毎月、同支所の窓口で保険料を納付していた。婚姻時も自ら国民年金の手続を行い、婚姻後は元夫の分と一緒に納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時に自身で国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付し、婚姻時も自身で国民年金の手続を行い、婚姻後は元夫の保険料と一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月に申立人の元夫と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の大半は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、遡って保険料を納付したとの主張は無く、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には特例納付の記録は見当たらない上、申立期間のうち、婚姻後の期間について、保険料と一緒に納付したとする申立人の元夫も未納である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻中の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月

国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は父親が行ってくれていた。父親は亡くなっているため詳細は不明であるが、申立期間が未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A県内全てについて、「B（漢字）」及び「C（カナ）」で検索したが、申立人が、申立期間当時に国民年金に加入した形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、申立期間に後続する厚生年金保険の被保険者資格喪失後の平成2年4月に払い出されたものと推認されることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人に

ついて、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年3月まで

申立期間当時、両親は国民年金保険料を集金人に納付しており、その集金人に勧められて、私が20歳になった昭和60年頃に父親が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は両親と一緒に集金されていた。年金手帳にも被保険者となった日が60年*月*日と明記されていたが、年金が統合された時に日付が62年4月1日と訂正された。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、昭和60年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人の両親の保険料と一緒に集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、昭和63年1月又は同年2月に払い出されたものと推認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、このことは、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人は、昭和62年度から掲載され、申立期間当時は、同市において被保険者として管理されていなかったこととも整合している上、同市における保険料の集金人制度は、56年度末で終了しており、申立人の両親は、申立期間を含む57年度から62年度までの保険料を集金人ではなく年度ごとに同市発行の納付書により前納していることが申立人の両親に係る同市の国民年金収滞納リス

トにより確認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記の昭和 62 年度分の A 市の国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、被保険者の資格取得日が昭和 62 年 4 月 1 日とされており、これは、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付できなかつたものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が、「昭和 60 年*月*日」と記載されたものが、基礎年金番号付番時に、二重線で抹消され、「昭和 62 年 4 月 1 日」と訂正されたとしているが、前述のとおり、昭和 62 年度中には、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和 62 年 4 月 1 日と認識されていることが上記の国民年金収滞納リストにより確認できる上、これら被保険者資格取得日は、その日に国民年金の加入資格を得たことを示すものであり、加入手続時期や保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2434

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年2月まで

申立期間当時は、事業が思わしくなかったため国民年金保険料の納付が困難であり、妻がA県B市役所で免除申請を行い、承認されていた。申立期間が免除となっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理

申立人は、その妻がA県B市役所で申立期間の国民年金保険料の免除申請を行い、承認されていたと主張している。

しかしながら、申立期間について国民年金保険料の納付が免除されるためには、強制の種別で申立期間に係る国民年金被保険者資格を取得することが必要であるが、申立人は、その妻が昭和58年4月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、制度上、保険料の免除承認を受けることができない任意加入の対象となる上、同日付けで国民年金被保険者資格を喪失し、その後は、59年3月28日に任意の種別で同資格を再取得していることがB市の国民年金被保険者名簿において確認でき、これはオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、免除申請は行えなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による免除の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A県内全てを対象に「C（漢字）」及

び「D（カナ）」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年11月まで
地元のA県B市役所で、申立期間の国民年金保険料免除申請手続きを行っており、免除になっているはずである。未納となっていることには納得できない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、B市役所で免除申請手続きを行い、承認されていたと主張している。

しかしながら、申立期間直前の国民年金保険料について、申立人は、その元妻とともに平成10年*月*日に免除申請を行い、申立人は20歳に達した同月から、元妻は「申請日の属する月の前月」となる同年7月から、それぞれ11年3月までの期間について、10年12月22日に承認処理されていることがオンライン記録において確認できるものの、申立期間について、免除申請が行われた形跡は見当たらず、このことは、B市の被保険者台帳の記録とも整合している上、申立期間の保険料の免除を受けるためには、平成11年度分と12年度分の2回の免除申請が必要となるが、2回の免除記録が漏れるとは考え難い。

また、申立期間に後続する平成12年12月から18年3月までについて、申立人及びその元妻は、生活保護受給に伴う法定免除期間であることから、共に未納とされている申立期間を挟んで、両人の免除の記録は整合しており、一連の記録に不自然さはみられない。

なお、申立人に対して、平成13年6月7日に、国庫金納付書が作成され

ていることがオンライン記録により確認でき、これは、未納となっている申立期間の一部について、催告されたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から51年1月まで

申立期間の国民年金保険料は区役所の集金人に納付していた。当時の国民年金手帳については、集金人から、区役所に保管しており、はんこを押しておくと言われていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号（*、以下「手番①」という。）は、昭和38年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、同年12月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、手番①において、その後に国民年金に再加入した形跡は見当たらないことが、当時の被保険者台帳である申立人に係る特殊台帳により確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、手番①では、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人には、上記とは別の国民年金手帳記号番号（*、以下「手番②」という。）が昭和51年3月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、被保険者資格取得日は同年2月17日であることが、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストにより確認でき、これはオンライン記録とも一致していることから、

手番②においても、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、手番①の国民年金の記録は昭和 51 年 11 月に手番②に統合の上、管理されている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、上記とは別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、B 県内全てを対象に「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索し、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から平成 3 年 3 月まで

A株式会社の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 22 万円又は 11 万 8,000 円となっているが、手取りで 30 万円以上の給料を受け取っていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は既に解散しており、当時の事業主は死亡している上、解散時の事業主に照会したが回答を得ることができない。

また、当時のA株式会社の複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間当時の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に係る供述を得ることができない。

さらに、A株式会社の給与計算等を平成元年4月から受託していた社会保険労務士事務所に照会したところ、申立人に係る昭和63年1月以降の賃金台帳が保管されており、同年1月から平成2年4月までの期間は22万円、同年5月から3年3月までの期間は12万円の給与が支給されている上、いずれの期間も、オンライン記録の標準報酬月額に相当する額、又は低額な厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 21 日から 3 年 8 月 1 日まで

私が申立期間に有限会社A（現在、株式会社B）から受け取った給与支給額より、オンライン記録の標準報酬月額が低いので、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているが、有限会社Aに照会したところ、回答が無く、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は給与明細書等を保有しておらず、C銀行D支店の申立期間における取引異動明細を提出しているが、同明細に記載されている給料振込額から、当該期間に係る申立人の標準報酬月額及び厚生年金保険料を確認することはできない。

さらに、元同僚から提出のあった申立期間の給与明細書に記載されている保険料控除額から算定した標準報酬月額は、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 22 日から 44 年 8 月 31 日まで
私は、A市B区CにあったD株式会社に事務員として勤務していた。
その当時は定時制高校に通っていた。
厚生年金保険はE株式会社で加入していたので、申立期間を厚生年金
保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、同じ事業主が経営するE株式会社及びD株式会社の共同事務所で、D株式会社の仕事に事務員として従事したが、入社時の条件でE株式会社において厚生年金保険に加入する約束であったにもかかわらず、同社における厚生年金保険の記録が漏れていると申し立てている。

しかし、申立期間当時の事業主の連絡先は不明である上、E株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる複数の被保険者に照会しても回答が無いことから、申立人の申立期間における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

さらに、E株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されていない上、健康保険の整理番号が連続しており欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 2 日から同年 7 月 15 日まで

私は、A社に勤務していたが、昭和 38 年 2 月から同年 7 月までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同時期に勤務していた元同僚の記録があるのに、私の記録が抜けていることは納得できない。調査の上、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前に勤務していた事業所から引き続き、空白期間無くA社において勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人の記憶する元同僚が署名・押印した証明書には、申立人の申立期間における勤務を証明する旨の記載がされているが、当該証明書の文面は申立人が作成しているため、当該元同僚に照会したところ、「申立人の入社日までは覚えていない。」と供述している。このことから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間については確認することができない。

また、A社は、合併等を経て既に廃業しており、当時の事業主も所在不明であることから、申立人の申立期間当時における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人が主張する入社日の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員のうち4名から回答を得ることができたが、前述の証明書に署名・押印した元同僚以外に申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤

務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、当該名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。